

令和6年能登半島地震による災害に伴う健康保険特例措置について

(令和6年3月1日朱書部分を追記)

神戸機械金属健康保険組合

このたびの令和6年能登半島地震による災害により、被災された皆様方に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興とご健勝をお祈りいたします。

今回の災害による被災に伴い、下記の特例措置を設けておりますのでお知らせいたします。

1 被保険者証の再交付について（対象：被保険者・被扶養者）

健康保険証（被保険者証）を紛失・消失された方への再交付を行っておりますので、できるだけ早く再交付申請の手続きをされますようお願いいたします。

なお、被保険者証の再交付については、通常事業主を経由していただきますが、それが困難なときは被保険者から健康保険組合に直接連絡してください。

2 健康保険証がない場合でも病院・診療所で受診できます（対象：被保険者・被扶養者）

健康保険証（被保険者証）の再交付が間に合わない場合でも、医療機関の窓口で次の事項を申し出れば受診できるようになっています。

- ① 氏名 ② 生年月日 ③ 連絡先（電話番号等） ④ 勤務する事業所名
②

3 医療機関に支払う一部負担金が免除されます（対象：被保険者・被扶養者）

下記災害救助法の適用市（区）町村に住所を有する方（災害発生以降、適用市（区）町村から他の市（区）町村に転入した場合を含む）で、今回の災害により被害を受けた方のうち、下記①から③のいずれかに該当する場合には医療費の一部負担金が免除されます。

- ① 住家が全壊（全焼、流失、埋没）、半壊（半焼）、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合
② 主たる生計維持者が死亡もしくは重篤な傷病を負った場合
③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合

免除されるのは令和6年9月30日*までです。

なお、令和6年9月30日*までは、医療機関の窓口で被災の事実を伝えていただくことで、いったん一部負担金の支払いを猶予します。但し、被災の事実を把握する必要があるため、できるだけ早く、下記「申請方法」に示す「一部負担金等徴収猶予・減額・免除申請書」および「添付書類」を健康保険組合に提出願います。その結果、免除対象でないことが判明した場合には猶予した金額を後日当組合にお支払いいただくことがあります。

※当初、令和6年4月30日までの予定でしたが、被害の甚大さに鑑み令和6年9月30日までに延長しました（令和6年3月1日追記）

免除される一部負担金等

- ・一部負担金
- ・保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当

するものは除く)

- ・訪問看護療養費

免除の期間

令和6年1月1日から令和6年4月30日まで

一部負担金免除証明書の申請方法

「一部負担金等徴収猶予・減額・免除申請書」に下記書類を添付して当健康保険組合へ申請してください。

- A 住家が全壊（全焼、流失、埋没）、半壊（半焼）又は床上浸水した場合
罹災証明書
- B 主たる生計維持者が死亡、もしくは重篤な傷病を負った場合
 - a 世帯全員の住民票
 - b 死亡診断書、埋葬許可証等又は1ヶ月以上の治療を要すると認められる旨を記載した医師の診断書等
- C 主たる生計維持者の行方が不明である場合
警察等に行方不明者に係る届出をしていることが確認できるものの写し

災害救助法が適用される被災地域（令和6年1月5日現在）

- | | | | | | | | | |
|-------|-----|----------|---------|---------|---------|---------|------|------|
| 【新潟県】 | 新潟市 | 長岡市 | 三条市 | 柏崎市 | 加茂市 | 見附市 | 燕市 | 糸魚川市 |
| | 妙高市 | 五泉市 | 上越市 | 佐渡市 | 南魚沼市 | 三島郡出雲崎町 | | |
| 【富山県】 | 富山市 | 高岡市 | 氷見市 | 滑川市 | 黒部市 | 砺波市 | 小矢部市 | 南砺市 |
| | 射水市 | 中新川郡舟橋村 | 中新川郡上市町 | 中新川郡立山町 | 下新川郡朝日町 | | | |
| 【石川県】 | 金沢市 | 七尾市 | 小松市 | 輪島市 | 珠洲市 | 加賀市 | 羽咋市 | かほく市 |
| | 白山市 | 能美市 | 河北郡津幡町 | 河北郡内灘町 | 羽咋郡志賀町 | | | |
| | | 羽咋郡宝達志水町 | 鹿島郡中能登町 | 鳳珠郡穴水町 | 鳳珠郡能登町 | | | |
| 【福井県】 | 福井市 | あわら市 | 坂井市 | | | | | |

最新版は内閣府のホームページ http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

4 徴収猶予、減額、免除の対象になるにもかかわらず徴収猶予、減額、免除されることを知らないで一旦一部負担金を医療機関に支払っている場合

「一部負担金等還付請求書」に下記書類を添付の上、提出いただきましたら、後日還付をいたします。

- A 住家が全壊（全焼、流失、埋没）、半壊（半焼）又は床上浸水した場合
 - a 罹災証明書の写し
 - b 医療機関等が発行する領収証の原本
- B 主たる生計維持者が死亡、もしくは重篤な傷病を負った場合
 - a 世帯全員の住民票
 - b 死亡診断書、埋葬許可証等又は1ヶ月以上の治療を要すると認められる旨を記載した医師の診断書等の写し
 - c 医療機関等が発行する領収証の原本